

2 議会運営について

目 次

(1) 臨時議長について	1
(2) 議長及び副議長の選挙について	2
(3) 仮議席及び議席について	2
(4) 開票立会人について	5
(5) 会議録署名議員の指名について	5
(6) 議員から選任される監査委員について	7
(7) 委員会の設置	7
(8) 一般質問及び質疑について	7
(9) 会期日程及び議事日程について	9
(10) 執行部の議会対応について	13
(11) 会議規則案について	14
(12) 委員会条例案について	14
沖縄北部医療組合議会会議規則案	18
沖縄県北部医療組合議会委員会条例案	45

(1) 臨時議長について

沖縄県北部医療組合議会 臨時議長候補者名簿 (年齢順)

令和5年7月1日現在

17名（県議会4名、名護市議会2名、町村議会各1名）

順位	氏名	生年月日
1	すえまつ ぶんしん 末松 文信（沖縄県議会）	S23. 2. 9
2	おど ひさかず 小渡 久和（宜野座村議会）	S24. 12. 11
3	にしめ しんすけ 西銘 真助（伊平屋村議会）	S25. 10. 29
4	きんじょう としみつ 金城 利光（国頭村議会）	S26. 10. 5
5	おおしろ さいち 大城 佐一（大宜味村議会）	S27. 11. 4
6	やまざと まさお 山里 将雄（沖縄県議会）	S31. 12. 27
7	みやぎ ひとし 宮城 準（東村議会）	S32. 4. 5
8	いれい しょうとく 伊禮 正徳（伊是名村議会）	S33. 3. 3
9	かみやま まさき 神山 正樹（名護市議会）	S34. 7. 18
10	きんじょう よしひで 金城 善英（名護市議会）	S34. 9. 14
11	とうやま たつひこ 當山 達彦（恩納村議会）	S37. 5. 13
12	たいら しょういち 平良 昭一（沖縄県議会）	S37. 8. 27
13	うちま ひろき 内間 広樹（伊江村議会）	S38. 11. 10
14	なかざと ぜんこう 仲里 全孝（沖縄県議会）	S39. 7. 17
15	きな まさき 喜納 政樹（本部町議会）	S47. 4. 18
16	しまぶくろ まこと 島袋 誠（今帰仁村議会）	S50. 5. 19
17	ほかま のりひと 外間 慎仁（金武町議会）	S51. 2. 24

※ 議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。（地方自治法第107条）

(2) 議長及び副議長の選挙について

議長及び副議長の選挙については、次の2つの方法がある。
(地方自治法第118条第1項、第2項及び第3項)

① 投票による方法

※有効投票の四分の一以上の得票を得た者のうち最多数票を得た者

② 指名推薦による方法

※指名推薦の方法による場合は、議員全員の同意が必要

【選挙方法（案）】

- ① 選挙の方法は指名推薦とする。
- ② 議長は、県議会選出議員で協議して互選
- ③ 副議長は、市町村議会選出議員で協議して互選
- ④ 初議会において、臨時議長その他指名者が互選された議員を指名し、議会に諮って決定

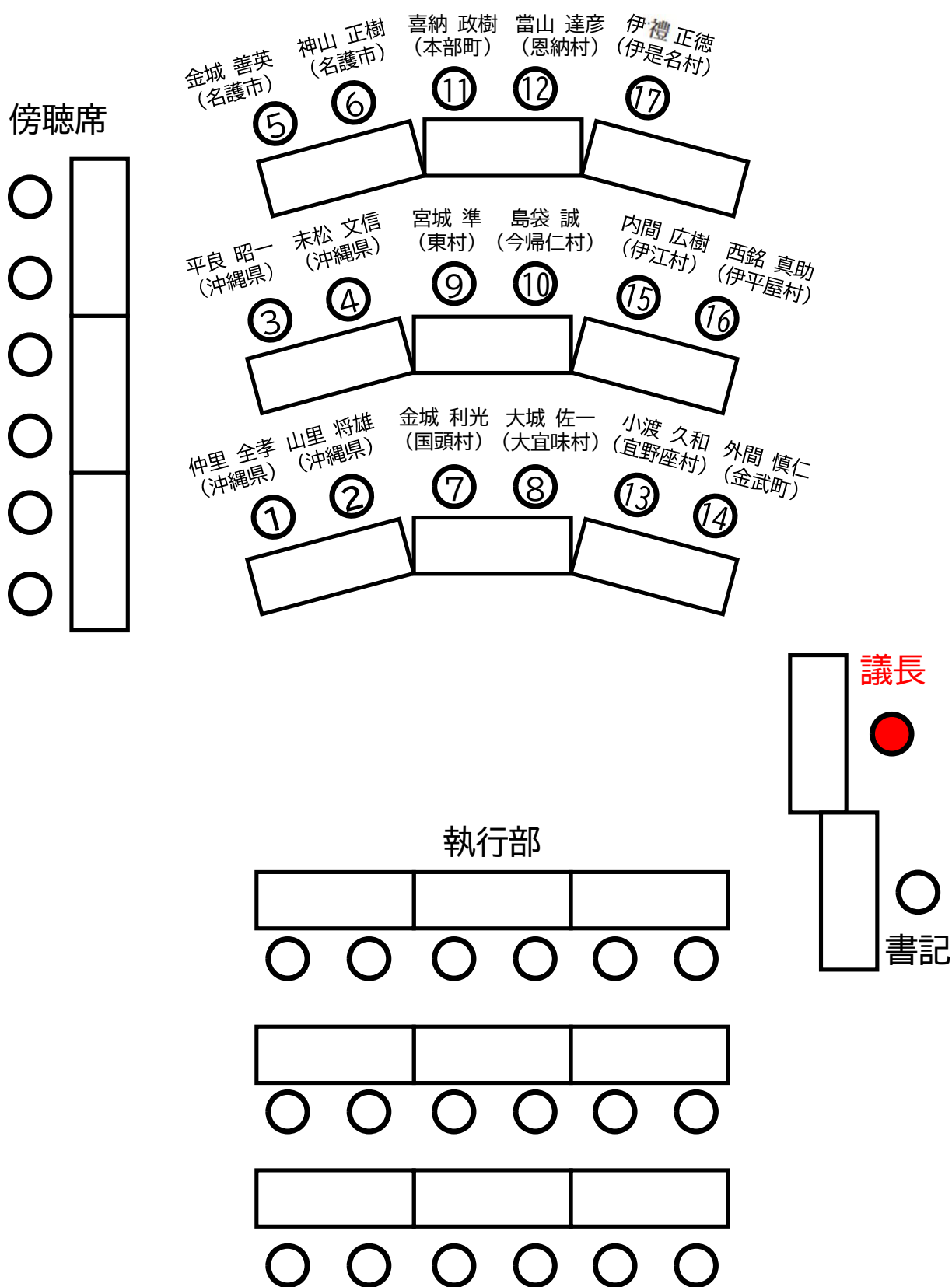
(3) 仮議席及び議席について

議員の議席は、選挙後最初の会議において議長が定める。
(沖縄県北部医療組合議会会議規則案第4条第1項)

【指定手順（案）】

- ① 臨時議長が仮議席を指定
- ② 議長の選挙が行われた後、選出された議長が仮議席のとおり議席を指定

【議席配置図（案）】



沖縄県北部医療組合議会議員 議席番号（案）

令和5年8月16日現在

17名（県議会4名、名護市議会2名、町村議会各1名）

議席番号	氏 名
1	なかざと ぜんこう 仲里 全孝（沖縄県議会）
2	やまざと まさお 山里 将雄（沖縄県議会）
3	たいら しょういち 平良 昭一（沖縄県議会）
4	すえまつ ぶんしん 末松 文信（沖縄県議会）
5	きんじょうよしひで 金城 善英（名護市議会）
6	かみやま まさき 神山 正樹（名護市議会）
7	きんじょうとしみつ 金城 利光（国頭村議会）
8	おおしろ さいち 大城 佐一（大宜味村議会）
9	みやぎ ひとし 宮城 準（東村議会）
10	しまぶくろまこと 島袋 誠（今帰仁村議会）
11	きな まさき 喜納 政樹（本部町議会）
12	とうやま たつひこ 當山 達彦（恩納村議会）
13	おど ひさかず 小渡 久和（宜野座村議会）
14	ほかま のりひと 外間 慎仁（金武町議会）
15	うちま ひろき 内間 広樹（伊江村議会）
16	にしめ しんすけ 西銘 真助（伊平屋村議会）
17	いれい しょうとく 伊禮 正徳（伊是名村議会）

(4) 開票立会人について

※ 議長及び副議長選挙について「投票の方法による」こととなった場合

議会において選挙を行うときは、議長は、議員の中から指名する2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。
(会議規則案第31条)

【指名方法（案）】

- ① 議席番号の若い順に2人を指名（議長及び副議長除く）
- ② 以降の定例会や臨時会においても順次指名

(5) 会議録署名議員の指名について

会議録は、議長及び議長が指名した2人以上の議員がこれに署名しなければならない。

(地方自治法第123条第2項)

【指名方法（案）】

- ① 開票立会人に指名された議員の次に議席番号の若い順に2人を指名（議長及び副議長除く）
- ② 以降の定例会や臨時会においても順次指名

【参考】

開票立会人、会議録署名議員等の指名イメージ

議席 番号(案)	議員名	開票立会人、会議録署名議員等
1	なかざと ぜんこう 仲里 全孝	開票立会人
2	やまざと まさお 山里 将雄	開票立会人
3	たいら しょういち 平良 昭一	会議録署名議員
4	すえまつ ぶんしん 末松 文信	会議録署名議員
5	きんじょう よしひで 金城 善英	会議規則 提案者
6	かみやま まさき 神山 正樹	会議規則 賛成者
7	きんじょう としみつ 金城 利光	会議規則 賛成者
8	おおしろ さいち 大城 佐一	委員会設置条例 提案者
9	みやぎ ひとし 宮城 準	委員会設置条例 賛成者
10	しまぶくろ まこと 島袋 誠	委員会設置条例 賛成者
11	きな まさき 喜納 政樹	会議録署名議員
12	とうやま たつひこ 當山 達彦	会議録署名議員
13	おど ひさかず 小渡 久和	〃
14	ほかま のりひと 外間 慎仁	〃
15	うちま ひろき 内間 広樹	〃
16	にしめ しんすけ 西銘 真助	〃
17	いれい しょうとく 伊禮 正徳	〃

令和五年第一回組合議会（定例会）

次の議会

※ 議長、副議長選挙等により、実際の指名順序は変動することがある。

(6) 議員から選任される監査委員について

組合に置く 2 名の監査委員のうち 1 人は、管理者が議会の同意を得て組合議員から選任する。

(沖縄県北部医療組合同規約第12条第 2 項)

【選任方法（案）】

- ① 県議会選出議員で協議して互選
- ② 管理者は、互選された議員を議会の同意を得て選任

(7) 委員会の設置について

【委員会の設置について（案）】

- ① 議会運営委員会： 当面の間設置しない
(議会運営については、全員協議会において協議)
- ② 特別委員会： 必要に応じて設置

(8) 会期日程及び議事日程について

【令和 5 年第 1 回組合議会（定例会）（案）】

- ① 会期日程： 令和 5 年 9 月 27 日（水）
(開会から一般質問・質疑、採決まで全日程を 1 日間とする。)
- ② 議事日程： 別紙のとおり

〈調整中〉

令和 5 年第 1 回沖縄県北部医療組合議会（定例会）
議事日程（案）

令和 5 年 9 月 27 日（水曜）午前 11 時 30 分開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 副議長の選挙
- 第 7 会議規則の制定
- 第 8 委員会条例の制定
- 第 9 識見を有する監査委員の選任同意
- 第 10 議員から選任される監査委員の選任同意
- 第 11 条例の制定（条例 2 件）
 - 議員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
 - 議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例
- 第 12 専決処分の報告及び承認（条例等 16 件）
 - 公告式条例
 - 休日を定める条例
 - 事務局に関する条例
 - 職員の定数に関する条例
 - 職員の服務に関する条例
 - 職員の分限に関する条例
 - 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
 - 職員等の旅費に関する条例
 - 特別職の職員の報酬及び旅費等に関する条例
 - 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
 - 議会の定例会の回数を定める条例
 - 監査委員条例
 - 情報公開条例
 - 個人情報保護に関する法律施行条例
 - 病院事業の設置等に関する条例
 - 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議
- 第 13 専決処分の報告及び承認（予算 1 件）
 - 令和 5 年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算

(9) 会議時間並びに一般質問及び質疑について

【会議時間（案）】

- ① 11時30分から17時30分まで

＜参考＞ 伊平屋： 運天港 10時20分着
伊是名： 運天港 9時55分着
伊 江： 本部港 8時30分着（2便 10時30分着）

【質問・質疑方式、割当時間（案）】

- ① 方 式： 一問一答方式
② 割当時間： 質問及び質疑を合わせて15分（答弁含む）

【その他、質問・質疑に係る申し合わせ事項】

別紙「一般質問及び質疑要綱（案）」参照

<会議時間の試算>

① 質問・質疑時間 240分／16名 = 割当時間 15分 (答弁含む)

11:20	概要説明	(10分)
<u>11:30</u>	<u>開会</u> 、提案理由説明	(5分)
11:35	一般質問	(45分)
12:20	休憩	(60分)
13:20	一般質問、質疑・採決	(120分)
15:20	休憩	(20分)
15:40	質疑・採決	(110分)
<u>17:30</u>	<u>閉会</u>	

※ 採決に要する時間は5分×3(予算, 条例, 承認) = 15分間程度と仮定
その他、質問者の入替等に係る時間を20分間程度と仮定

② 質問・質疑時間 200分／16名 ÷ 割当時間 13分 (答弁含む)

16:58 閉会

③ 質問・質疑時間 160分／16名 = 割当時間 10分 (答弁含む)

16:10 閉会

<参考>	伊平屋： 運天港 15時発
	伊是名： 運天港 15時30分発
	伊 江： 本部港 <u>17時発</u>

一般質問及び質疑要綱（案）

令和５年８月〇日 全員協議会決定

- 1 一般質問及び質疑は、一問一答方式により自席から行うものとする。
- 2 質問順序は、議席番号の順に行うこととし、定例会・臨時会毎に昇順と降順を交互に入れ替える。
- 3 時間の割り当ては、一般質問及び質疑を合わせて15分（答弁含む）とする。
- 4 時間切れ５分前、１分前及び時間切れ時に電鈴で合図する。
- 5 一般質問及び質疑の通告の締切日時は、招集日の概ね１ヶ月前とし、具体的な日時は議長が定めるものとする。質問者は、その日時までに一般質問・質疑発言通告書を事務局に提出する。
- 6 一般質問・質疑発言通告書には、発言要旨まで明確に記入し、大項目（テーマがわかる程度に区分）、小項目（質問の具体的な内容がわかる程度に区分）の２項目に区分して通告する。

令和 年 月 日 ()		午前 ・ 午後 時 分 受付	
一 般 質 問 ・ 質 疑 発 言 通 告			
一 般 質 問 の 要 旨	1. ○○○○○○について (1) ○○○○○○○○○○はどうなっているか。 (2) ○○○○○○○○○○○○の課題は何か。 2. ○○○○○○○○○○について (1) ○○○○○○○○○○はどうなっているか。 (2) ○○○○○○○○○○○○するのか。		
質 疑 の 要 旨	1. ○○○○○○○○○○について (1) ○○○○○○○○○○はどうなっているか。 (2) ○○○○○○○○○○○○するのか。		
構成団体名	○○村	答弁を求める者	○○○○、○○○ 等
上記により発言したいので、会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。 令和 年 月 日 沖縄県北部医療組合議会議員 ○○ ○○ 沖縄県北部医療組合議会議長 殿			

通 告 書 送 付 先

沖縄県北部医療組合事務局

FAX : 0980-43-8193

E-mail: jimukyoku@okinawahokubuiryo.jp

(10) 執行部の議会対応について

【執行部の議会対応（案）】

- ① 初議会は執行部全員
 〔 管理者（知事）、副管理者（副知事、名護市長）
 会計管理者、事務局長 等 〕
- ② 2回目以降の議会は、原則として副管理者で対応

(11) 会議規則案について

(12) 委員会条例案について

議員が議会に議案を提出しようとするときは、2人以上（議員定数の12分の1以上）の賛成者とともに連署又は連名による記名押印をして、議長に提出しなければならない。
（地方自治法第112条第2項、会議規則案第14条第1項）

【提案者及び賛成者（案）】

- ① 会議録署名議員に指名された議員及び開票立会人に指名された議員の次に議席番号の若い順に提案者1人、賛成者2人とする。（議長及び副議長除く）

総務省から議会におけるオンラインの活用に関するQ & Aが示された。（令和5年2月7日付け総務省自治行政局行政課長通知）

【オンラインによる一般質問等の導入（案）】

① 会議

出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインにより一般質問を行うことができるよう所要の規定を定める。（質疑、討論及び表決は不可）（会議規則案第61条）

② 委員会

オンラインを活用した委員会を開会することができるよう所要の規定を定める。（委員会条例案第11条）

【参考】

議会の開催に係る手続等のデジタル化について

沖縄県北部医療組合事務局

1 オンラインによる方法の定義

総務省によるとオンラインによる方法とは、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」とされている。

なお、オンラインによる方法を用いる際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員本人確認や自由な意見表明の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要があるとされている。(令和5年2月7日付け総行第40号)

2 本会議におけるオンラインによる出席等の可否

(1) 本 会 議：出席とはならない

地方自治法第113条及び同法第116条第1項における本会議への「出席」については、現に議場にいることと解されるため。

(2) 質疑、討論及び表決：行うことはできない

地方自治法第116条第1項における議事は「出席議員の過半数」で決することとされているためから、表決は議員が議場において行わなければならないため。したがって、表決に対する賛否の意見の開陳として行われる討論や、表決・討論の前提として議題となっている事件の内容を明確にするために行われる質疑は議員が議場において行わなければならない。

(3) 一 般 質 問：行うことができる

団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」として行われる発言については、法律の定めはなく、各団体の会議規則等に定められた手続に基づくものであるため、各団体において会議規則の整備等所要の手続を講じた上であれば、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」することは差し支えないとされている。

(参考) 普通公共団体議会におけるオンライン会議の状況

普通公共団体議会において、本会議における一般質問をオンラインによる方法にて可能としているのは、令和5年8月現在確認できるのは、茨城県つくば市及び同県取手市の2団体のみとなっている。

なお、総務省によると、本会議ではなく委員会をオンライン開催できるように条例等の改正を行った団体は、令和5年1月1日時点で304団体とされており、うち沖縄県内においては、うるま市のみが該当している。

総 行 行 第 40 号
令和 5 年 2 月 7 日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

」 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の
開催方法に関する Q & A について

新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法については、これまで、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」（令和 2 年 4 月 30 日付け総行行第 117 号総務省自治行政局行政課長通知）、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関する Q & A について」（令和 2 年 7 月 16 日付け総行行第 180 号総務省自治行政局行政課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会等の開催方法に関する Q & A について」（令和 4 年 6 月 10 日付け総行行第 161 号総務省自治行政局行政課長通知）を発出したところですが、今般、第 33 次地方制度調査会における議論等を踏まえ、Q & A を作成しましたので、送付いたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしく願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における 議会の開催方法に関するQ&A

令和5年2月7日

問	答
1 本会議に出席が困難な事情を抱える議員がおり、欠席事由に該当する場合、議場に出席している議員数が定足数を満たしていれば、議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で執行機関に対し質問を行うことは可能か。	○ 本会議において団体意思を最終的に確定させる上で、議員本人による自由な意思表明は、疑義の生じる余地のない形で行われる必要がある。 ○ 地方自治法第113条における本会議への「出席」は、現に議場にいることと解されているところ、議場に出席している議員数が同条に規定する定足数を満たしている場合は、会議を開くことができる。なお、議員が欠席する場合には、各団体の会議規則等に定められた手続をとることが必要となる。 ○ その上で、第116条第1項において、本会議における議事は「出席議員の過半数」で決することとされており、表決は議員が議場において行わなければならない。このため、表決に対する賛否の意見の開陳として行われる討論や、表決・討論の前提として議題となっている事件の内容を明確にするために行われる質疑は、議員が議場において行わなければならないと考えられる。したがって、これらに該当する発言を、欠席議員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で行うことはできないと考えられる。 ○ 他方、これらに該当せず、団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」として行われる発言については、その形式に係る法律の定めはない。このような「質問」は、各団体の会議規則等に定められた手続に基づき行われるものであることから、ご質問のような場合に、各団体において所要の手続（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えないと考えられる。
2 委員会への出席が困難な事情がある場合として、例えば、災害の発生や、育児・介護等の事由をもつて、議員が、いわゆるオンラインによる方法で委員会に出席することは可能か。	○ 地方自治法第109条第9項において、委員会に関し必要な事項は条例で定めることとされており、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じた上で、委員会への出席が困難と判断される事情がある場合に、オンラインによる方法により、委員会に出席することは差し支えないと考えられる。 ○ 具体的にどのような場合にオンラインによる方法での出席を可能とするかについては、各団体において判断されるものであり、ご質問のような事由がある場合に、各団体の判断で、オンラインによる方法での委員会への出席を可能とすることも差し支えないと考えられる。

議員提出議案の概要（案）

【議案名】

議員提出第1号 沖縄県北部医療組合議会会議規則

【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、地方自治法第292条において準用する同法第120条の規定により、沖縄北部医療組合議会会議規則を設ける必要がある。

【議案の概要】

- 1 地方自治法第292条において準用する同法第120条の規定により、沖縄県北部医療組合議会会議規則を設ける。
- 2 議員が公務、疾病、出産及びその補助、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由等により会議を欠席する場合において、議長の許可を得た上で、一般質問に限ってオンラインによる方法により行うことができる規定を定める。
- 3 規則の施行期日：議決日（令和5年9月〇日）から施行

【説明】

- 1 根拠法令
地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）
第120条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。
（普通地方公共団体に関する規定の準用）
第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。
- 2 令和5年2月7日付け総務省自治行政局行政課長通知により、団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」については、各団体において所要の手続き（会議規則等の根拠規定の整備等）を講じた上で、出席が困難な事情により議場に異ない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」することは差し支えないとされている。
- 3 なお、本会議における議事は、「出席議員の過半数」でこれを決することとされていることから（地方自治法第116条第1項）、表決や、表決に対する賛否の意見の開陳として行われる討論及び表決・討論の前提として議題となっている事件の内容を明確にするために行われる質疑は、議員が議場において行わなければならないため、オンラインによる方法で行うことはできないとされている。

沖縄県北部医療組合議会会議規則（案）

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第33条）
- 第5節 議事（第34条—第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条—第65条）
- 第8節 表決（第66条—第76条）
- 第9節 公聴会、参考人（第77条—第83条）
- 第10節 会議録（第84条—88条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第89条—第912条）
- 第2節 審査（第94条—第110条）
- 第3節 秘密会（第111条・第112条）
- 第4節 発言（第113条—第124条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第125条・第126条）
- 第6節 表決（第127条・第137条）

第3章 請願（第138条—第144条）

第4章 辞職及び資格の決定（第145条—第149条）

第5章 規律（第150条—第158条）

第6章 懲罰（第159条—第164条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第165条）

第8章 議員の派遣（第166条）

第9章 補則（第167条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（宿所又は連絡所の届出）

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

（議席）

第4条 議員の議席は、選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

（会期）

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

（会期の延長）

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会するこ

とができる。

(議会の開閉)

第8条 議会開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前11時30分から午後5時30分までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

3 会議の開始は、ブザーで報ずる。

(休会)

第10条 組合の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署又は連名による記名押印をし、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署又は連名による記名押印をして、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては、所定の発議者が連署又は連名による記名押印をし、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署又は連名による記名押印をして、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配付)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定

め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることはできない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第140条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議

題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第49条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の場所)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、議長が指定する場所でしなければならない。

(発言の通告及び順序)

第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己

の番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

4 発言の順序は、議長が定める。

5 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告はその効力を失う。

(討論の方法)

第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第55条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第56条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第57条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第58条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第59条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第60条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(オンラインによる方法による質問等)

第61条 議員は、第2条の規定により会議を欠席する場合において、前条第1項の質問を映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により行うことができる。

2 前項の場合において、オンラインによる方法により質問を希望する議員は、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(緊急質問等)

第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第59条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配付)

第65条 管理者その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付にかえることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第66条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第67条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることはできない。

(条件の禁止)

第68条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第69条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第71条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第72条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第73条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第74条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第76条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いしないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第77条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を告示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第78条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第79条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第80条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第81条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第82条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。

ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第83条 参考人については、前3条の規定を準用する。

第10節 会議録

(会議録の記載事項)

第84条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記法によって速記することを原則とする。ただし、必要な事由があるときは、録音機による収録及び要点筆記によることができる。

(会議録の配付)

第85条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配付することができる。

(会議録に掲載しない事項)

第86条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第87条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第88条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第89条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(会議中の委員会の禁止)

第91条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第92条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第93条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第2節 審査

(議題の宣告)

第94条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第95条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第96条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第97条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第98条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第99条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第100条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第101条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員

会を設けることができる。

(連合審査会)

第102条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第103条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第104条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第105条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第106条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第107条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第108条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第109条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から

議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第110条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第111条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第112条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第113条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第114条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第115条 発言は全て、簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第117条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第118条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第119条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第120条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第121条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第122条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第123条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第124条 管理者その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第125条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

- 2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。
- 3 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。
- 4 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。
- 5 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があったものをもって当選人とする。

(選挙規定の準用)

第126条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第127条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第128条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第129条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第130条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とするものを起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第131条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

- 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第132条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第133条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかなでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第134条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、及び第32条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第135条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第136条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第137条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いしないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

ない。

4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（請願文書表の作成及び配付）

第139条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

（請願の委員会付託）

第140条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

（紹介議員の委員会出席）

第141条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

（請願の審査報告）

第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、管理者その他関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第143条 議長は、議会の採択した請願で、管理者その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第144条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第145条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその可否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第146条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第147条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第148条 前条の要求については、議長は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第149条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書の決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第150条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第151条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、がいとう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

2 議場又は委員会の会議室に入る者は、会議利用のため、電子的にデータを処理する能力を持つ機器（タブレット端末機、パーソナルコンピュータ、スマートフォン等をいう。）を持ち込むことができる。ただし、議長が認める場合を除き、発信音、操作音その他音声を発してはならない。

(議事妨害の禁止)

第152条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第153条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第154条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第155条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配付許可)

第156条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第157条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第158条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第159条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して議長に提出しなければならない

ならない。

- 2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。
ただし、第49条（秘密の保持）第2項又は第113条（秘密の保持）第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰動議の審査）

第160条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

（戒告又は陳謝の方法）

第161条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

（出席停止の期間）

第162条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの措置）

第163条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

（懲罰の宣告）

第164条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第165条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議員の派遣

（議員の派遣）

第166条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこ

れを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第9章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第167条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第165条関係）

名称	目的	構成員	招集する者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営、その他議会の活動に関し、議員全員で協議又は調整を行うこと。	議員全員	議長又は事務局長

議員提出議案の概要（案）

【議案名】

議員提出第2号 沖縄県北部医療組合議会委員会条例

【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、地方自治法第292条において準用する同法第109条の規定により、沖縄北部医療組合議会委員会条例を制定する必要がある。

【議案の概要】

- 1 地方自治法第292条において準用する同法第109条の規定により、沖縄県北部医療組合議会委員会条例を制定する。
- 2 重大な感染症のまん延防止措置の観点や大規模な災害等の発生及び育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法を活用した委員会の開会の求めがある場合は、委員長の許可を得た上で、委員会に出席できる規定を定める。（第11条）
- 3 条例の施行期日：公布の日から施行

【説明】

- 1 根拠法令
地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）
第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。
2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
一 議会の運営に関する事項
二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
三 議長の諮問に関する事項
4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
5 第百十五條の二の規定は、委員会について準用する。
6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
7 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。
（普通地方公共団体に関する規定の準用）
第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。
2 令和5年2月7日付け総務省自治行政局行政課長通知により、地方自治法第109条第9項において、委員会に関し必要な事項は条例で定めることとされており、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じた上で、委員会への出席が困難と判断される事情がある場合に、オンラインによる方法により、委員会に出席することは差し支えないとされている。

沖縄県北部医療組合議会委員会条例（案）

（議会運営委員会の設置）

第1条 議会運営委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 議会運営委員会の定数は、議会の議決で定める。

3 議会運営委員は、議員の任期中在任する。

（特別委員会の設置）

第2条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

（委員の選任）

第3条 議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

（委員長及び副委員長）

第4条 議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第5条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

（委員長の議事整理、秩序保持権）

第6条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第7条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第8条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第9条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(開催方法の特例)

第11条 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開会することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。

一 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合

二 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法を活用した委員会の開会の求めがある場合

2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる方法により出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定の許可を得て委員会に出席した委員は、当該委員は当該委員会に出席したものとみなす。

4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第13条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第14条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第15条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(出席説明の要求)

第17条 委員会は、審査又は調査のため管理者、監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第18条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催手続)

第19条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第20条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第21条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第22条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第23条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第24条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。
ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第25条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第26条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第27条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。